教私第１８１５号

令和２年６月２９日

各就学支援推進校設置者　様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱の改正について（通知）

　標記要綱について、別添のとおり改正し、令和２年度から適用することとしましたのでお知らせします。

本通知及び要綱については、大阪府ホームページ及びセキュアＳＡＭＢＡに掲載していますので、次のアドレスからご覧いただき、適切にご対応いただきますようお願いします。

○大阪府ホームページ（私立学校（園）向けのお知らせ）

　　http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/

○セキュアＳＡＭＢＡ＞共有＞【R2】授業料支援補助金＞R2授業料支援補助金交付要綱

　　https://shigaku10729.securesamba.com/webshare/

記

１　改正の趣旨

国制度の就学支援金の制度改正に伴う所要の改正

２　改正箇所

* 所得判定基準の変更（要綱第５条）
* 定額授業料制・単位制授業料制の通信制の推進校の補助限度額について規定

（要綱第５条、様式第２号、様式第３号、様式第６号）

* 申請書の添付書類の変更（要綱第７条第２項第１号）
* 補助限度額の変更に伴う申請様式の変更（様式第２号、様式第３号、様式第６号）
* 定額授業料制の申請様式を新設（様式第２号、様式第３号、様式第６号）

３　改正年月日　令和２年６月１１日

大阪府　教育庁　私学課

小中高振興グループ　尾﨑

TEL　06-6944-6956（直通）

FAX　06-6210-9276